漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により、くろまぐろ (小型魚)に関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日 までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和6年3月 15日付けで変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	55. 5 t
	京都府漁船漁業(日本海)	1.0 t
	京都府漁船漁業(その他海域)	0.1 t
	留保	2.1 t